

令和 8 年 度
予 算 編 成 方 針

令和 7 年 10 月 6 日
総 務 部 財 政 課

令和8年度予算編成方針

国においては、本年6月13日に閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針2025』において、国民が「今日より明日はよくなる」と実感できる社会の実現に向け、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、成長型経済の実現を目指すとともに、引き続き経済再生と財政健全化の両立に取り組むこととしている。また、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成とすることを示している。

このような中、本市においては、「みんなで創る宮古の未来」の考えのもと、まちづくりを進めていくため、事業の見直しによる一般財源の抑制や、自主財源の確保に向けた取り組みを進め、新たに投資できる財源を生み出していく必要がある。

本市における令和8年度以降の財政状況は、歳入においては、人口減少等による市税の減少や、基金残高の減少の影響などにより、年々減少することが見込まれる。

歳出においては、物価上昇の影響により、人件費や物件費の増加が見込まれるとともに、公債費が40億円台で推移する状況が続く見込みである。また、公共施設やインフラ施設の長寿命化経費、老朽化した施設の改修経費も見込まれる。

このことから、令和8年度の予算編成においては、宮古市総合計画に掲げる主要事業を確実に実施するため、重要政策課題に必要な予算を講じられるよう、行政評価の結果を適切に反映することはもとより、既存事業の必要性や費用対効果などを改めて精査し、事務事業の見直しや再構築を図り、次の事項に十分留意して行うものとする。

記

- 1 令和8年度の一般会計の予算規模は、ふるさと寄附金分を除き、総額320億円程度を目標とする。
- 2 本年実施した一般財源事業見直しの結果を踏まえて要求することとし、一般財源の圧縮に努めること。
- 3 新たな事業のみならず既存の事業についても、国・県の補助制度や各種団体の助成制度の活用について、幅広い視点から検討の上、積極的に財源の確保に努めること。

また、市単独事業で国・県の補助制度がないものについては、関係機関へ積極的に要望を行い、市負担の軽減に努めること。

- 4 予算要求は、限られた財源・人的資源を最大限活用するため、各部局内で事務事業の必要性、緊急性及び優先度等に加え、目的に対する成果及び手法の妥当性についても検証した上で要求すること。

なお、当初予算は年間予算であることを踏まえ、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性があるものなど、真にやむを得ない場合を除き、原則として補正措置は行わないことから、年間を通して見込まれるすべての所要額を算定すること。

加えて、予算の執行過程で生じる入札差金等の残額については、翌年度以降の財源となることから、予算の適正な執行が財源の確保につながることを職員一人一人が常に意識すること。

- 5 事務事業の企画立案に際しては、市民や市議会等の意見、要望及び監査結果報告等を十分に考慮するとともに、十分な現状把握を行い、実現可能性を慎重に判断した上で、目的の明確化及び目標値の設定を行うこと。

- 6 本市の将来像の実現に向け、必要な情報の取得や分析を十分に行い、新たな施策の検討に積極的に取り組むこと。
なお、新規施策に要する経費の確保については、原則、ビルド・アンド・スクラップにより、一般財源ベースで同規模程度の事業の廃止・縮小を行うこと。
- 7 予算の調製に当たっては、事業の繰越が会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、直近の決算状況を分析するなど、事業ごとに年度内に執行可能な事業量を十分に精査の上、多額な繰越や不用額が生じることのないよう特に留意すること。
なお、事業執行が複数年にわたるものについては、債務負担行為の設定などの所要の措置を講じること。
- 8 部局横断的な行政課題については、関係部局において十分な協議調整を行うこと。
- 9 施設等の整備及び更新にあたっては、基本計画の段階から運営体制をはじめ、機能面や維持管理面等の将来負担も含め、フルコストで十分な検討を行い、施設等の完成後に維持管理費の増額や予定外の負担が生じないようにすること。
また、施設等の維持管理については、『宮古市公共施設等総合管理計画』に基づき、長期的視点をもって、適正かつ計画的に行うこと。
- 10 歳入については、ふるさと納税や企業版ふるさと納税のほか、市広報物等への広告掲載や公共施設のネーミングライツなどが検討できる事業については、部局横断的に歳入確保に努めること。
また、未収債権の徴収の強化や、市有財産の有効活用などにより、一層の歳入確保に努めること。
- 11 地方債の発行については、後年度負担に十分配慮するとともに、交付税措置率が高い地方債を活用すること。

12 負担金及び会費については、支出の目的に照らし、所期の目的を達成した場合や成果が不十分と認められる場合、退会も含め、取り扱いを検討すること。

13 補助金については、漫然と前年度と同額を計上するのではなく、収支決算書や評価資料により、事業内容を十分に精査するとともに、成果を検証し、所要額を適正に見積もること。

また、補助対象経費を明確にした上で、年度ごとに精算することとし、厳正な審査の結果、次年度繰越が過大であるなどの状況がある場合は、次年度以降の補助金の減額又は不交付を検討すること。